

## 委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 R7 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務
2. 契約期間 契約締結の日から令和8年3月27日
3. 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、金 円)  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
4. 契約保証金

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城康裕(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(総則)

第1条 乙は、別添委託業務仕様書に基づき、上記の契約金額及び委託期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、別紙委託仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)2通(正1通、副1通)を契約締結の日より 20 日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務実施体制
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。

- 2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。
- 4 乙から申請があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
  - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を原則として当初の委託期間の末日の 14 日前までに(前項第2号の変更にあっては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第 10 条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて 20%を超えて流用しようとする場合は、甲の承認を得ることに

よって変更契約が締結されたものとみなす。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、委託業務をさらに第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、甲が認めたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書きにより委託業務の一部の再委託を行うときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。

(著作権の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(中間報告)

第8条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書2通(正1通、副1通)を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは(第20条、第21条又は第22条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日)、速やかに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を2通(正1通及び副1通)作成し、成果物を添付して甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第10条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費内訳明細書に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて20%以内に限り、流用することができる。

(取得財産の管理等)

第11条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産(土地、建物、構

築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。)の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した所得財産を乙が使用することを認める。

乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

#### (取得財産等の弁償)

第 12 条 乙は、取得財産又は甲から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産又は甲から貸与された財産について補修、部品の取替、製造(以下、「復旧工事等」という。)を行うことにより、現状に回復しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

#### (帳簿等の整備)

第 13 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書(相見積を含む。)、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。

4 第2項の支出内容を説明する書類とは、図面、カタログ、発注書、予定価格書、在庫伝票、製作設計費の内訳に関する書類、加工費の内訳に関する書類、光熱水料の内訳に関する書類、委託業務に従事する者毎の調査時間、調査内容及び図面記録等を記載した業務日誌及び労務費積算書等をいう。

5 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度(甲の事業年度である4月1日から翌年3月 31 日までの1年間をいう。以下同じ。)の終了日の翌日から起算して5年間とする。

#### (検査)

第 14 条 甲は、第9条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受領したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する場合のほか委託調査の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所(乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ)に職員を派遣し、当該委託調査に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第2項の検査に立

ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

- 6 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

（額の確定）

第15条 甲は、前条第1項及び第2項の検査の結果、第8条及び第9条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれかの低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第16条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 乙は甲に対し、業務委託料の10分の3以内の概算払金の支払を請求することができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（職務発明規定の整備）

第17条 乙は、乙の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定登録を受ける権利及び品種登録を受ける権利（以下「工業所有権を受ける権利」という。）並びにプログラム等を従業員等から乙に帰属させる旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業員等と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、乙が工業所有権を受ける権利及びプログラム等を従業員等から乙に帰属させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（ノウハウの指定）

第18条 甲は、成果報告書に記載された委託業務の成果に係る工業所有権を受ける権利及びプログラム等の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるもの（以下「ノウハウ」という。）について、甲乙協議のうえ指定し、その旨を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知をするに当たっては、甲及び乙がその指定に係るノウハウの秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、次の各号に掲げる場合を除き、原則として

当該事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲及び乙が特にノウハウの秘匿の必要性が高いと認めたときは10年間とすることができる。

(1) 委託業務を実施するため、又は自己の研究開発を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合

(2) 甲が日本国政府及び県に対する責務を遂行するため、守秘義務を付して開示する場合

4 第1項において指定したノウハウについて、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の帰属)

第19条 乙が委託業務を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について、乙に帰属するものとする。

2 乙は、当該委託業務に係る産業財産権等に関して速やかに出願、申請等の手続きを行うものとする。

3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該委託業務に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続きを行った場合(プログラム等の著作権については、著作物が得られた場合)には、出願の日の後60日以内に甲にその旨を報告するものとする。

(2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲又は甲が指定する者に許諾するものとする。

(3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用しないことについて、正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

4 乙は前項各号のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に譲渡又は利用許諾する場合には、第3項、第4項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約させねばならない。

6 成果報告書の著作権は、プログラム等の著作権(登録の申請有無を問わない。)を除き、甲に帰属するものとし、当該成果の報告書の著作権には著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含むものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

(3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(乙の解除権)

第 22 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第 23 条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 24 条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

- 5 契約者のうち特定の者が第1項から第3項の規程に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(取得した個人情報の管理)

第 25 条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(危険負担等)

第 26 条 第 20 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務(以下「解除部分」という。)に係る経費の支払義務を免れるものとする。

- 2 第 22 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(賠償責任)

第 27 条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 28 条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託業務の成果を外部に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第 29 条 甲は、第9条の成果物の提出を受けたときから1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求はできない。

(存続条項)

第 30 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第 20 条、第 21 条、第 22 条若しくは第 23 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。

第 13 条第5項、第 14 条第6項

- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第5条

(その他定めのない事項等の取扱)

第 31 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

(消費税率の改訂に伴う留意事項)

第 32 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。